

## 公益財団法人香川県環境保全公社緑のカーテン地域拡大事業実施要綱

### (通則)

第1条 この要綱は公益財団法人香川県環境保全公社（以下「公社」という。）が実施する緑のカーテン地域拡大事業に関して、必要な事項を定める。

### (趣旨)

第2条 この事業は、緑のカーテンを県内の各地域に拡大し、その効用を広く周知することにより、省エネルギーの大切さを啓発するとともに、冷房等による夏季の電力需要削減を図ることによって地球温暖化の進行を抑制する一助となるよう、緑のカーテンモデル地区（以下「モデル地区」という。）を指定し、緑のカーテンの設置に必要な資材の一部を予算の範囲内でモデル地区に支給するものである。

### (モデル地区の指定)

第3条 公社は、県内の一定の区域内で緑のカーテンを設置する個人、企業、学校、保育所又は公共施設等（以下「設置者」という。）が原則として10者以上含まれる団体を、その申請によりモデル地区として指定する。

### (指定の申請)

第4条 モデル地区への指定を申請しようとする団体は、「緑のカーテンモデル地区指定申請書」（第1号様式、以下「申請書」という。）に設置者の氏名（名称）・住所を記載した名簿を添えて、公社が別に定める期限までに提出するものとする。

### (モデル地区の指定決定)

第5条 公社は、前条の申請があったときは、書類等の審査によりその内容を調査し、モデル地区に指定すべきものと認めるときは指定を決定し、当該団体に対して、次条に規定する条件のほか、指定を決定した日（以下「指定決定日」という。）を記載した「緑のカーテンモデル地区指定通知書」（第2号様式）により通知するものとする。

2 公社は、モデル地区に指定しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

### (モデル地区指定の条件)

第6条 公社は、モデル地区の指定をする場合には、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

(1) 原則として、すべての設置者が、モデル地区の指定を受けた年から1年間、緑のカーテンを設置すること。

なお、モデル地区の継続を希望する地区については、その申請により、公社が、当該地区の実施状況等を勘案し、引き続き、次年度以降の2年度以内の年度について継続モデル地区の指定をすることができる。

(2) モデル地区の指定内容を変更する場合には、公社の承認を受けなければならないこと。

(3) モデル地区の指定を辞退する場合には、公社の承認を受けなければならないこと。

(4) 団体の代表者は各年度の活動を終了したときは、「緑のカーテンモデル地区活動報告書」（第3号様式、以下「活動報告書」という。）を公社に提出しなければならないこと。

(5) モデル地区事業により支給された物品については、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(6) その他この要綱の定めに従うこと。

(支給物品等)

第7条 会社が支給する物品は、次の各号に掲げる物品の一部または全部とする。

- (1) プランター又は植木鉢
- (2) 緑のカーテン用ネット
- (3) ネット固定用の支柱
- (4) 緑のカーテン用植物の苗
- (5) 培養土及び腐葉土
- (6) 肥料

2 支給する物品の数量は、原則として、個人の場合は、前項第1号及び第2号は1個、第3号及び第4号は各2個、第5号及び第6号は第1号の容量に応じ適切な量とする。個人以外の場合は、実施規模に合わせて適切な数量とする。

なお、継続モデル地区については、2年目以降は苗・土・肥料のみ支給する。

(指定の取消し)

第8条 会社は、モデル地区が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段によって物品の支給を受けたとき。
- (3) 当該モデル地区の活動継続が困難なとき。
- (4) その他、この要綱等に基づき、会社が指定を取り消すことが適当と認めたとき。

(報告)

第9条 会社は、モデル地区の活動に関し、必要があると認めるときはモデル地区に対し報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会社が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。